



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないですか？

身近に潜む「トラブル」「消費者被害」を  
防ぐための役立つ情報をお届け！

### カニの勧誘電話にご用心

自分の留守中に自宅へ海産物販売業者から電話があり、妻が出た。業者は自分の住所と名前を知っており、「以前カタログギフトで海産物を注文した人へ連絡している。ズワイガニを6日後に代引きで送る」と言われ、妻は事情がわからず承知したという。

帰宅後に妻から話を聞き、電話の着信履歴に残っていた番号へ電話し、「注文を取り消したい」と伝えたと承された。キャンセルできたか不安だ。  
(当事者：60歳代 男性)

#### 【ひとこと助言】

カニ等の海産物の勧誘電話を受け、「強引に契約をさせられた」「断ったのに商品が届いた」「キャンセルしたいのに業者と連絡が取れない」「家族が注文したと思い返事をしてしまった」等の相談が多数寄せられています。

家族が注文したか不明な場合は、本人に確認してから返事をする等、即答せずに冷静に対応することが大切です。電話での勧誘を受けて契約した場合は、8日以内ならばクーリング・オフができます。

業者と連絡が取れない等、不安なとき、困ったときは、早めに消費生活センター等にご相談ください。

### クレジットカードの利用明細書は必ず確認しましょう

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細書を確認したところ、20万円以上の請求があり、ほとんど心当たりがない請求だった。改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求があった。不正利用ではないかと思う。明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。  
(当事者：70歳代 男性)

#### 【ひとこと助言】

クレジットカード会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていたという相談が寄せられています。

クレジットカード会社の調査等により、第三者による不正利用だったことが分かる場合もあります。利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際に受け取った伝票等と突き合わせ、確認をしましょう。利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。

(以上2件 国民生活センター「見守り新鮮情報」より)

### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】3月9日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

### 消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379